

令和4年度 第8回

新宿区情報公開・個人情報保護審議会会議録

令和5年1月19日(木)

新宿区 総合政策部 区政情報課

【会 長】ただいまより令和 4 年度第 8 回新宿区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。

それでは、議事に入る前に、本日の資料について事務局から確認をお願いします。

【区政情報課長】区政情報課長でございます。皆様、本日もよろしくお願いたします。本日の議事は 4 件でございます。事前にお送りいたしました資料 2 5 から資料 2 8 のとおりとなります。各案件の説明時にそれぞれ使用する資料をご確認いただければと思います。

事務局からは以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

【会 長】それでは、審議を進めてまいります。説明される方は資料を読み上げるだけでなく、資料の要点を説明していただいて、必要に応じて補足をお願いいたします。

それでは、まず資料 2 5 「東京共同電子申請・届出サービスの利用に係る外部結合等について（手続の追加）」であります。それでは、説明される方は資料を確認の上ご説明をお願いします。

【行政管理課長】行政管理課長でございます。それでは、ご説明に入らせていただきます。

まず、資料の確認をさせていただきます。資料 2 5 につきましては、A 4 縦両面で 5 枚つづりとなっております。続きまして、資料 2 5 - 1、追加手続及び情報項目、A 4 横の 1 枚の資料となっております。続きまして、資料 2 5 - 2、個人情報の流れ、A 4 横のカラー版 1 枚の資料となっております。最後に、参考 2 5 - 1、各手続の概要、A 4 横 1 枚の資料となっております。以上が配付資料でございますが、過不足等ございませんでしょうか。

それでは、資料に基づきましてご説明させていただきます。こちらにつきましては、外部結合、業務委託の報告といったところでございます。

それでは、資料 2 5 の 2 ページをご覧ください。

まず、事業の内容でございます。1 の概要についてでございますが、区では、平成 1 6 年度から東京都より都内の区市町村で構成される東京電子自治体共同運営協議会が提供いたします「東京共同電子申請・届出サービス」を活用いたしまして、住民票の写しの交付請求、また、乳幼児・子ども医療証の申請などの手続をオンラインで受け付けてございます。

なお、こちらにつきましては、平成 1 6 年度の本審議会承認いただきまして、以後手続の追加を、その都度本審議会に諮問・報告し、承認・了承をいただいているところでございます。このたび、新たに資料 2 5 - 1 に記載している 3 つの手続を追加することで、さらなる区民の

利便性の向上を図りたいと考えてございます。

なお、本審議会への付議内容でございますが、1つ目といたしましては、外部結合でございます。こちら、既に外部結合を行っている東京共同電子申請・届出サービスにおきまして、手続の追加を行います。2つ目としましては、システム改修の業務委託でございます。こちらも委託する手続の内容につきましては、資料25-1でご説明いたします。資料25-1をご用意いただければと思います。こちらでは、今回追加いたします3つの手続の手続名、登録業務名及び担当課の取扱う個人情報項目を記載させていただいております。

続きまして、参考25-1をご覧ください。こちらにつきましては、各手続に関する概要を記載させていただいているもので、こちらの手続につきまして、電子申請により受付できるようにするといった内容でございます。

それでは、恐れ入りますが、説明資料にお戻りいただきまして、3ページ目をご覧ください。

まず、外部結合についてでございます。登録業務の名称、また、結合される情報項目、追加する手続につきましては、先ほどご説明いたしました資料25-1のとおりでございます。結合の相手方といたしましては、東京電子自治体共同運営協議会でございます。結合する理由でございますが、申請者が窓口に来庁することなく、24時間申請手続が可能となりまして、区民の利便性向上を図ることができるためでございます。

続きまして、結合の形態でございますが、こちらL2WAN回線を利用いたしまして、東京電子自治体共同運営センターのサーバと区のイントラ端末を接続するというものでございます。

続きまして、結合の開始時期につきましては、令和5年1月20日以降でございます。

続きまして、情報保護対策の運用上の対策についてです。こちらは、東京電子自治体共同運営協議会策定の情報セキュリティポリシー、また、区の個人情報保護条例及び区の情報セキュリティポリシーを遵守いたします。続いて、システム上の対策につきましては、行政専用のL2WAN回線を利用いたしまして、特定相手以外との通信は不可とするといったところでございますが、個人情報の流れと併せまして、資料25-2のカラー版の資料でご説明させていただきますので、ご用意いただければと思います。

まず、①としまして、区民である申請者がパソコンやスマートフォンを使いまして、インターネット回線を通じまして専用サイトから申請するといった形になります。申請いたしましたら、その情報は東京電子自治体共同運営協議会が委託しております富士通株式会社のサーバに入りまして、続いて②の右側の緑色の矢印ですけれども、こちらのデータがL2WAN回線を

通じまして、区のイントラネットパソコンに申請到達メールが通知され、データが届く流れと
なっております。

その後、③の矢印でございますけれども、区で申請内容を確認いたしまして、受付処理を
いたしましたら、その内容に基づいて④のところですが、運用受託事業者のサーバを通じまして、
申請者のパソコンまたはスマートフォンに申請受付完了のメール通知がされます。

また、⑤の申請者情報につきましては、区がL G W A N回線を通じましてダウンロードしま
して、右側の⑥、⑦の部分ですが、申請者情報を管理するといった流れでございます。個人情
報の流れは以上となりますが、黄色の枠の中に記載させていただいているとおり、それぞれの
ところでセキュリティ対策を講じているところがございます。情報保護対策の説明につきまし
ては以上でございます。

説明資料にお戻りいただきまして、5ページをご覧くださいと思います。業務委託につ
いてでございます。登録業務の名称につきましては、資料25-1のとおりでございます。委
託先につきましては、富士通株式会社でございます。委託に伴い事業者処理させる情報項目
につきましては、資料25-1のとおりでございます。委託の理由といたしましては、東京電
子自治体共同運営協議会がシステムを構築しておりますが、その管理を富士通株式会社が行っ
ていることから、富士通株式会社に委託します。

続いて、委託の内容につきましては、東京共同電子申請・届出サービスの運用管理でござい
ます。

続いて、委託の開始時期につきましては、令和5年1月20日から令和5年3月31日まで
ですが、次年度以降も同様の業務委託を行います。

続いて、委託に当たり区が行う情報保護対策につきましては、まず運用上の対策につきまし
ては、東京電子自治体共同運営協議会策定の情報セキュリティポリシー、また、区の個人情報
保護条例、情報セキュリティポリシーを遵守するとともに、契約に当たっては特記事項を付す
といったところがございます。

続いて、システム上の対策につきましては、先ほど外部結合でお話しした内容と同様の内容
となっておりますので、割愛させていただきます。

続いて、6ページをご覧くださいと思います。6ページは委託事業者に行わせる情報保
護対策についてですが、こちらも先ほどの外部結合と同様の内容となっておりますので、ご説
明は割愛させていただきます。

説明につきましては、雑駁ではございますが以上でございます。よろしくお願いたします。

【会 長】 それでは、本件につきましてご質問かご意見がありましたらどうぞ。

ないようでしたら、この件は、外部結合は諮問事項、業務委託は報告事項となりますので、諮問事項については承認、報告事項については了承ということでよろしゅうございますか。

それでは、本件はそのように決定いたします。

それでは、次は資料26「児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定に基づく本人外収集等について」であります。それでは、説明される方は資料を確認の上ご説明ください。

【教育指導課】 教育指導課長でございます。よろしくお願ひいたします。資料26をご覧ください。

令和4年度児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定に基づく個人情報の本人外収集及び外部提供について、ご報告をいたします。

本制度については、児童・生徒の健全育成のために、子どもたちの非行等の問題行動の防止と安全確保のために、学校と警察がそれぞれの役割を果たし、連携して効果的な対応を行うために、平成17年6月に警視庁と新宿区教育委員会の間で締結されたものでございます。

本日は、令和4年4月1日から令和4年9月30日までの運用状況についてご報告をさせていただきます。なお、恐れ入りますが、個人情報保護の観点から詳細な説明については行うことができないことをご理解くださいますようお願いいたします。

まず、資料26-1をご覧ください。警察から学校への個人情報の提供があった1件の事案、本人外収集についてご報告をいたします。この案件、歩道橋から走行している車に石を投げ、車体の一部を損傷させた事案です。被害に遭った車の運転手から警察署へ通報があり、警察官がその場にいた児童3名を保護しました。その後、当該学校へ警察署から情報提供がありました。その際、警察署から「保護者への連絡のために保護者の連絡先等を教えてほしい」と依頼がありましたが、学校は警察署へ個人情報を伝えず、学校が保護者へ連絡を入れ、保護者から警察署へ連絡をしているものでございます。

続いて、資料26-2をご覧ください。学校から警察への個人情報を提供した3件の事案、外部提供について報告をいたします。1番は生徒間暴力の事案でございます。新宿区ではない他の地区の学校に在籍する生徒を当該生徒が呼び出し、殴る蹴るなどの暴力行為がありました。暴力行為を行った当日、当該生徒は学校へ行き、当該生徒本人は担任へ事案について相談しました。学校から保護者へ連絡すると、保護者から事前に警察へ連絡してほしいと依頼があり、学校から警察へ電話にて氏名及び事案の内容を伝えました。学校は当該警察署から事案があっ

た場所の管轄の警察署へ連絡するように指示を受けました。そのことを保護者に伝え、当該保護者が所管の警察署へ連絡し、本人と保護者が所管の警察署を訪問しているところでございます。

2番は対教師暴力の事案でございます。担任教員に対して当該児童が至近距離から体育で使っているボールを勢いよく当てる行為を複数回行いました。担任教諭は突然のことでよけるなどの対応ができませんでした。学校内だけでは解決が難しく、学校から警察署へ面接にて情報を提供しました。

3番は児童3人による物品破損等の問題行動の事案でございます。校庭から2階の教室に向けて石を投げる、教室に立てこもる、施錠されている部分に侵入するなど、器物破損や問題行動等があり、学校内だけでは解決が難しく、学校から警察署へ面接にて情報を提供いたしました。

報告内容は以上となります。よろしくお願いたします。

【会 長】 それでは、本件につきましてご質問かご意見があればどうぞ。

ないようでしたら、本件は報告の案件ですから、了承ということでよろしゅうございますか。本件は了承といたします。

次は、資料27「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種及び新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する事務の特定個人情報保護評価（全項目評価）のパブリック・コメント等の実施結果について」です。それでは、説明される方は資料を確認の上ご説明ください。

【保健予防課】 ワクチン調整担当でございます。よろしくお願いたします。

それでは、まず資料の確認をさせていただきます。資料27、こちらはA4版のホチキスどめの資料が1つございます。続きまして、資料27-1、こちらは両面刷りのA4ペラ1枚です。続きまして、資料27-2、こちらはホチキスどめで比較的厚い全項目評価書と書いてあるものでございます。最後、資料27-3、こちらは片面刷りのA4ペラ1枚です。資料は以上でよろしいでしょうか。

それでは、さっそくご説明をさせていただきます。

まずは、資料27の2ページをご覧いただければと思います。左の項目でいきますと、事業内容のところです。事業内容の項番1、4行目のところからポイントとなります。

令和4年度第4回本審議会におきまして、新型コロナウイルス感染症の予防接種証明書のコンビニエンスストア等における自動交付について、現行の予防接種事務に新たな特定個人情報

の取扱いが生じたため、特定個人情報保護評価、全項目評価を実施することをご報告いたしまして、ご了承をいただいたものでございます。

その後、全項目評価書の素案に対するパブリック・コメントを実施いたしまして、個人情報保護及び情報システム等の専門的な知見を有する外部の第三者による点検、第三者点検を行ったものでございます。本日は、それらの実施結果をご報告させていただきます。

そして今後、これらの実施結果を踏まえまして、基礎項目評価書及び全項目評価書を個人情報保護委員会に提出するとともに、公表を行うものでございます。

資料27の2ページ、項番の2をご覧ください。パブリック・コメントの実施結果です。実施の期間は令和4年9月15日から10月14日まで、実施の内容は(2)に記載のとおり、場所、方法により実施をしたところでございますが、意見の提出はございませんでした。

続きまして、項番の3です。第三者点検の実施結果についてでございます。実施期間は令和4年11月9日から令和4年12月9日までです。点検の事業者は個人情報保護及び情報システム等の専門的な知見を有する株式会社RSコネクトという事業者に委託して実施をしたものです。点検の結果は(3)にございますように、評価書は「区が国へ公表するに当たり、概ね適切な内容となっている」と判断をいただきました。その上で、詳細箇所について修正すべき点の指摘があったというところでございます。パブリック・コメントと第三者点検の結果を踏まえた全項目評価書の概要が、資料27-1となりますので、こちらをご覧くださいと思います。

I番、基本情報につきまして、今回の変更点と記載がございますが、こちらは前回9月の本審議会でご報告をしましたコンビニ交付の流れと全く同じ内容になっております。そして、II番の特定個人情報ファイルの概要についてです。こちらも、前回の素案の内容に盛り込まれた内容から、特段の変更はしてございません。そして、裏面をご覧ください。III番の特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策、IV番のその他のリスク対策、V番の開示請求問合せ、そして一番下のその他の文言の調整も含めまして、こちらは前回の素案の内容から変更はございません。

今回、唯一変更となったのが、裏面の下から2番目の項目にございます評価実施手続の部分になります。今回の変更点としましては、(1)で意見聴取の実施期間、(2)で第三者点検の実施期間、こちらを記載したものとということと、(3)の第三者点検の結果、誤字・脱字・文言の統一及び補記等があったというものを追加した点が、唯一の変更点になります。

資料27-3をご覧ください。こちらが先ほどの第三者点検の結果いただいた文言修正の部

分になります。こちら、修正変更前と変更後を記載してございますが、基本的にいずれも軽微な文言修正という内容の指摘でございました。

例えば、一番上の項目で言いますと、評価書の表紙の項目で、変更前は公表の期日が明らかでなかったのですが、変更後は2月9日予定と明記しており、2番目の項目で申し上げますと、「当市区町村」という記載を残したままにしておいた箇所を、「当区の」と直してあり、また、3番目の項目でいきますと、当初は第5回目の接種というのは予定されていなかったのですが、第5回目の接種も途中で追加されましたので、それについても記載したというような内容でございます。

こちらの文言、全て修正を反映したものが本日の資料27-2でおつけしております全項目評価書の内容となります。

では、最後に今後のスケジュールについてご説明をさせていただきます。資料27の3ページをご覧くださいと思います。個人情報保護委員会への特定個人情報保護評価書の提出及び区ホームページ等での公表、そしてパブリック・コメントの結果の公表、いずれも令和5年2月9日を予定しているというものでございます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

【会長】 それでは、本件につきまして、ご質問かご意見ありましたらどうぞ。

【木もと委員】 この案件のみの話ではないのですけれども、1点だけお伺いをさせていただければと思います。

このコンビニ交付が始まることによって、区役所等に行かなくても様々な証明等々を受け取ることができるようになりまして、ただ、この導入の際にマイナンバーカードによる個人情報の漏洩等々を危惧される方がいらっしゃった経緯があります。今このような形で、またさらにこういう形でこの取得できるものが増えていく中で、これまでコンビニ交付、またマイナンバーカードに記入する個人情報の漏洩等々の案件は大丈夫なのかどうか、その1点だけ確認をさせていただければと思います。

【区政情報課長】 区政情報課長でございます。今、木もと委員からご質問いただいた件でございますが、現時点におきましては、そういった事故は一度も起こっていないといったところでございます。

【木もと委員】 分かりました。ありがとうございます。

【会長】 ほかにご意見かご質問ありますでしょうか。ないようでしたら、本件は報告ということですので、了承でよろしゅうございますか。

それでは、本件は了承ということで終了いたします。

次は、資料28「(仮称)新宿区個人情報の保護に関する法律施行条例の制定に向けた骨子の策定及びパブリック・コメントの実施結果について」でございます。それでは、説明される方は資料を確認の上、ご説明ください。

【区政情報課長】区政情報課長でございます。よろしくお願いたします。まず、資料でございますが、まず資料28、こちら諮問・報告事項という紙が表裏で1枚、また、資料28-1、(仮称)新宿区個人情報の保護に関する法律施行条例の骨子、こちらが表面だけでございますが1枚。合計2枚の資料でございますが、過不足等ございませんでしょうか。それでは、ご説明させていただきます。

件名につきましては、会長からお話しいただいたとおりでございます。それでは、資料28の裏面をご覧くださいと思います。こちらの引用文でございますが、先日の審議会でもお話しさせていただきましたが、令和3年5月、こちら個人情報の保護に関する法律について改正が行われたところでございます。本改正に伴いまして、こちら法律の規定に従った適切な個人情報保護制度の整備が必要となりまして、新宿区個人情報保護条例の廃止、また、法律施行条例、こちらの制定をさせていただきたいと考えております。そして、法律施行条例の制定に当たりまして骨子案を公表させていただきまして、パブリック・コメントを実施させていただいたところでございます。今後、パブリック・コメントの実施結果を踏まえまして、骨子を策定したいと考えているところでございます。

まず、項目1でございますが、パブリック・コメントの実施状況でございます。実施期間につきましては、令和4年12月8日から令和5年1月6日まで実施いたしました。(2)周知方法といたしましては、広報、ホームページに記載しての周知でございます。(3)閲覧・配布方法、(4)意見提出方法につきましては、記載のとおりといったところでございます。

こちらの実施結果でございますが、意見提出者、意見につきましては、一切なかったといったような状況でございます。これを踏まえまして、法施行条例の骨子につきましては、骨子案と同様の内容で定めさせていただきたいと考えているところでございます。資料28-1をご覧くださいと思います。こちらの骨子の内容でございますが、改めて簡単にご説明させていただきます。

こちら項目2でございますが、個人情報の保有に関する帳簿の作成といったようなところでございまして、法律では個人情報ファイル簿の作成・公表と規定がございまして、現行同様の管理等を行うため、現在の条例で定めております個人情報業務登録簿の作成・閲覧の規定を設

けたいと考えております。また、開示請求に係る手数料につきましては、現行同様、無料とさせていただきますと考えております。ただ、写しの作成・送付に要する費用につきましては、現行同様請求者の負担と考えております。

4番、開示決定の期限等でございますが、法律では請求があった日から30日以内と規定されておりますが、現行の条例と同様の期限に短縮するため、請求があった日から15日以内と規定したいと考えております。また、審議会を設置するためには、こちら条例で制定する必要がありますので、審議会の設置、諮問等につきましても、こちら施行条例に定めたいと考えているところでございます。

説明資料にお戻りいただければと思います。4番でございます。今後のスケジュールでございます。こちらにつきましては、条例でございますので、2月に行われます令和5年第1回区議会定例会へ条例を上程いたしまして、議会でご審議をいただくといったような予定でございます。こちらで議決いただきましたら、4月に法施行条例を施行し、新たな個人情報保護法のもとで新宿区の個人情報につきまして取り扱っていくといったような形で進めていきたいと考えているところでございます。

雑駁ではございますが、説明は以上でございます。

【会長】 それでは、本件につきましてご質問かご意見ございますでしょうか。ないようでしたら、報告事項ですので、了承ということでよろしゅうございますか。

本件については了承といたします。

以上で全ての案件の審議を終了しました。委員の皆様には大変長時間にわたりお疲れ様でした。また、本日は今年度最後となります。1年間ご協力いただきましてありがとうございます。

最後に委員の皆様から何かございましたら、ご発言をいただいてもよろしいですが、何かご発言を希望される方はいらっしゃいますか。ないようでしたら、事務局から何かありますか。

【区政情報課長】 どうもありがとうございました。令和4年度の審議会につきましては、予備日も含めまして、10回を予定しておりましたが、本日時点におきまして、第9回以降の新たな諮問・報告の議題がございません。お願いする案件がなければ、今回が今年度最後となります。つきましては、区長から委員の皆様にお礼を申し上げたく、ご挨拶させていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

【会長】 恐縮です、どうぞ。お忙しいところお越しいただきありがとうございます。

【区長】 ただいま、課長よりお話しさせていただきましたが、コロナ禍で感染状況も大変

厳しい中、区役所にご足労いただきまして、様々な諮問事項を含めましてご協議いただきました。誠にありがとうございます。

また、今年度最後の見込みになるということをございまして、本日も挨拶にお伺いさせていただきましたが、本審議会に係る諮問また報告案件につきまして、個人情報保護の観点に加えまして、日々進歩するICT技術に対応したセキュリティ対策についても、様々なご意見をいただくことができました。誠にありがとうございます。

委員の皆様からいただきました貴重なご意見につきましては、今後の新宿区の情報公開・個人情報保護制度の運営の中で生かさせていただければありがたいと考えております。

4月からは個人情報保護法に基づく区の新たな個人情報保護制度が始まりますが、今後もしろいろな場面で皆様のご支援を賜ることもあるかと思ひます。その節はご足労ではございますが、引き続きどうかよろしくお願ひいたします。これまでの間、委員をお務めいただきまして誠にありがとうございました。

【会 長】わざわざ委員の労をねぎらっていただきましてありがとうございます。

【区 長】会長はじめ委員の皆様、ありがとうございます。

【会 長】それでは、これでよろしゅうございますか。ほかに何か。

それでは、2月に予定されている臨時会がなければ、本日が最後となります。皆様には精力的にご審議いただきまして本当にありがとうございます。

それでは、以上をもちまして第8回の審議会を閉会といたします。長時間どうもご苦勞さまでした。ありがとうございました。

午後2時37分閉会